



令和8年度朝霞第一中学校		学校運営協議会委員	
	氏名	居住地	備考
No.1	高橋 正明	朝霞市膝折町	膝折宿町内会長
No.2	渡邊 聡	朝霞市溝沼	本校PTA会長
No.3	井上 典子	朝霞市幸町	元朝霞第三中学校長
No.4	小手森 喜弘	朝霞市幸町	上の原町会会長
No.5	鈴木 泰代	朝霞市幸町	元朝霞市教育委員長
No.6	前田 敏	朝霞市本町	朝霞第六小学校学校評議員
No.7	比留間 進一	朝霞市本町	元和光市立本町小学校長 元本市日本語指導員
No.8	隅田 浩文	朝霞市幸町	和光教育センター長
No.9	塚田 薫	茨城県東茨城郡城里町	株式会社NJP執行員・キャリアマネージャー
No.10	金子 二郎		朝霞第一中学校 校長
事務局	大畠 航		朝霞第一中学校 教頭
	石井 祐輔		朝霞第一中学校 教頭
	齋藤 雄哉		朝霞第一中学校 教務主任
	田中 聖人		朝霞第一中学校 事務室
	小野寺 俊哉		朝霞第一中学校 事務室

○朝霞市学校運営協議会規則

平成 31 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第 3 条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 法第 47 条の 5 第 4 項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第 47 条の 5 第 4 項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第 5 条 法第 47 条の 5 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等につい

て、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 朝霞市立朝霞第一中学校学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第一中学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、プラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月15日から施行する。

## 令和8年度学校経営方針

朝霞市立朝霞第一中学校  
校長 金子二郎

### 1 校訓及び学校教育目標

**【校訓】 自立 貢献 信頼**  
**【学校教育目標】** ・自ら学ぶ生徒(知)  
・思いやりのある生徒(徳)  
・健康に努める生徒(体)

学校教育目標は、学校が組織として目指す教育方針の根幹である。この学校教育目標には、本校の歴史や伝統、これまで先輩方が築いてくださった成果を反映するとともに、現在の生徒の実態や保護者・地域住民の願い、社会の変化への対応等を踏まえて設定すべきものとする。（不易と流行）

### 2 目指す学校像

**希望を胸に未来へ前進する学校**

学校教育目標を具現化するためには、学校や教師はどのようにあるべきであろうか。一般的に、学校教育目標はビジョンであり、目指すべき学校像や教師像はミッションであるといわれる。学校組織では、目指すべき学校像や教師像という形で、学校や教師の使命や役割を描いていることが多い。

本校の学校教育目標では、生徒に知・徳・体をバランスよく育むことを求めていることを踏まえ、目指す学校像を設定するにあたり、以下のように考えた。

現在、中学生である生徒は、いずれは本校を巣立ち、さらには保護者の元を離れ、社会において一人で自立して生きていくことになる。実社会に出れば、希望する職業に就くことができたり、多くの人たちと出会って交友を深めたり、趣味の世界を広げたりと、充実した体験をするかもしれない。しかし同時に、必ずといってよいほど、困難な場面や辛い場面にも遭遇することになるであろう。そのようなとき、生徒が学校教育目標に掲げられた力を身に付けていれば、困難な場面や辛い場面を自分自身の力で克服し、さらなる成長を遂げられるはずである。日々の教育活動を通して、生徒に未来を生き抜く力の基礎を中学校段階で身に付けさせたいと考え、目指す学校像を「希望を胸に未来へ前進する学校」と設定した。

さて、医者は先生と呼ばれる職業であるが、教師も同じく先生と呼ばれる職業である。

よい医者とは、患者を選ばず、目の前の一人一人の患者から学び続け、患者の命を責任をもって預かる。同様に、よい教師とは、生徒を選ばず、目の前の一人一人の生徒から学び続け、生徒の未来を責任をもって預かる。教師という職業は重責ではあるが、私たち教師は生徒の大切な未来を預かっていることに誇りを持ちたい。

### 3 目指す生徒像

#### **夢を実現する一中生**

生徒は、今後、変化が激しく予測困難な社会において生きていくことになる。しかし、変化に対応することのできる力の基礎を現時点で育てることにより、変化の激しい社会においても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断し、行動することができる。このことにより、生徒が将来、それぞれに思い描く夢を実現してもらいたいと考えて目指す生徒像を設定した。

### 4 目指す教師像

- ・ 一人一人の生徒を考え、情熱と使命感を持って指導できる教師
- ・ 専門職としての誇りを持ち、生涯学び続ける教師
- ・ 調和と協調を大切にし、個性を創造的に発揮する教師

教師は、生徒にとって最大の教育環境である。生徒は、教師の後ろ姿を見て育つものである。教師の日々の具体的な言動が生徒に与える影響は計り知れない。学校教育目標や目指す学校像を具現化するためには、どのような教師が求められるのかを考えて、目指す教師像を設定した。

### 5 学校経営方針

- (1) 全教職員の創意と知恵を活かしながら、学校教育目標の具現化を図る。
- (2) 生徒理解に立脚した教育活動を実践し、生徒との信頼関係を構築する。
- (3) 生徒一人一人が自分のよさに気づき、他者と認め合える教育活動を展開する。
- (4) 生徒が夢の実現に向けて一層の努力ができるよう、教育環境を整備する。
- (5) 家庭や地域と連携を深め、地域に根ざした信頼される学校づくりに努める。

## 6 本年度の重点目標

### (1) 学習指導の充実

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ICTの効果的な活用
- ・指導目標を明確にした分かる授業の実施
- ・反復学習等による基礎的・基本的事項の確実な定着
- ・TTや少人数指導等、学習形態の工夫による個に応じた指導の充実
- ・学習規律の徹底
- ・全国学力学習状況調査や県学習状況調査等の結果分析と指導方法改善への反映

### (2) 生徒指導の充実

- ・積極的な生徒指導の推進（最高の生徒指導は、最高の授業をすること）
- ・師弟同行の実践による、心の触れ合いを基盤とした信頼関係の確立
- ・生徒や保護者、家庭、地域理解に基づく生徒指導の推進
- ・報告・連絡・相談の徹底（組織的な対応）
- ・生活規律の徹底

### (3) 教育相談の充実

- ・教育相談週間等を活用した定期的な相談の充実
- ・意図的・計画的なチャンス相談の実施
- ・生徒に自己肯定感をはぐくむ教育活動の展開
- ・保護者やさわやか相談室、小学校、関係諸機関等との連携の強化
- ・不登校生徒への親身ある対応

### (4) 道徳教育の充実

- ・道徳教育全体計画や年間指導計画、学級指導計画の見直し
- ・道徳の授業の計画的実施
- ・指導方法の工夫改善
- ・道徳資料の効果的活用
- ・掲示物や言語環境の整備、礼節指導による情操教育の推進

### (5) 進路指導・キャリア教育の充実

- ・自分の将来を見通せる生徒の育成
- ・職業の内容や勤労の意義を理解し、進んで奉仕できる生徒の育成
- ・地域の高等学校と連携した進路指導の充実
- ・地域の協力による職業体験の実施
- ・進路情報の公開、発信、共有

(6) 特別活動の充実

- ・学級活動や生徒会活動、部活動の充実による自主・自律精神の育成
- ・集団への所属意識や連帯感を育む学校行事の創造
- ・行事等の結果だけでなく、取組の過程を評価する等の評価活動の工夫

(7) 健康教育の推進と体力の向上

- ・自らの健康に関心を持ち、健康増進に励む生徒の育成
- ・給食指導の充実と食育の推進
- ・運動量を確保した体育授業の実施

(8) 安心・安全な学校づくりの推進

- ・学校施設の安全点検（定期・日常・臨時）の実施
- ・危機管理体制の整備（危機管理マニュアルの充実）
- ・安全マップに基づく通学路の安全対策の実施
- ・実践的な避難訓練の実施
- ・健康状況調査による個に応じた配慮事項（食物アレルギー等）の共通理解
- ・救命救急法の理解（特にAEDの使用方法）

(9) 家庭や地域と連携を図った教育活動の充実

- ・コミュニティ・スクールの充実
- ・学校メール配信の有効活用
- ・保護者会や家庭訪問、三者面談の有効活用
- ・地域人材を活用した教育活動の推進
- ・保護者や地域住民、学校関係者等への学校の教育情報の発信
- ・保護者や地域住民等の声に耳を傾け、期待に応える学校づくりの推進
- ・体育祭・合唱コンクール・授業参観等の土曜日開催

(10) 教育公務員としての自覚を持った教員の育成

- ・学校経営への参画意識の向上
- ・教職員倫理確立委員会の活動充実による教職員事故の絶無
- ・経験年数やライフステージに応じた研修への意欲的な参加
- ・学校課題の解決や教職員相互の理解を深める校内研修の推進
- ・自らの資質や能力、指導力、人間性の向上を図る自己研修の推進

(11) 業務量管理・健康確保の徹底

- ・校務DXの加速化による業務量軽減（ペーパーレス化）
- ・生徒指導及び保護者対応の強化  
（管理職による早期対応及びスクールロイヤー設置要望等）
- ・校内外の業務内容及び分担の見直し（各行事計画の見直し、出張の厳選等）
- ・タイムマネジメントの視点での校務見直しと教職員の意識改革
- ・健康確保に関する面談相談体制の充実
- ・部活動の地域展開の推進



# 学校だより

校訓  
自立  
貢献  
信頼

学校教育目標

- ・自ら学ぶ生徒
- ・思いやりのある生徒
- ・健康に努める生徒

希望を胸に未来へ前進する学校

令和8年4月1日 生徒数 911名



## 力を合わせて新たな一歩を

校長 金子 二郎

卯月4月を迎えましたが、思いのほかぐずついた空模様の日も多く、満開となったばかりの桜の花も冷たい雨に打たれて、どこか寂し気な姿を見せていました。晴天の下での花見とはいかないまでも、そこかしこで花筏を楽しむことができるのは、またある意味、風流と言えるのかもしれません。令和8年度となり本校でも始業式に引き続き、309名の新入生を迎えて入学式を挙行いたしました。期待に満ちた子供たちの笑顔に触れて素晴らしい一年とすべく、新たな気持ちで教職員一同も新年度のスタートを切りま



した。ご挨拶が遅れましたが、4月1日付で朝霞市立朝霞第一中学校第25代校長を拝命いたしました、金子二郎と申します。歴代校長のみならず多くの先達が積み上げてきた伝統を誇る本校に着任し、改めて身が引き締まる思いがいたします。911名の生徒にとって豊かな学びの場となるよう、微力ではございますが誠心誠意勤めを果たしてまいる所存です。保護者の皆様や地域の方々におかれましては、これまでと変わらず本校の教育活動に対してご理解とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

さて、表題と並べてお示した「校訓」と「学校教育目標」を踏まえ、今年度私たちが目指していく学校の姿を「希望を胸に未来へ前進する学校」といたしました。中学校の3年間をもって義務教育が修了します。もちろん卒業後は高校等へ進学し勉学を続ける例も少なくありませんが、小学校と合わせた9年間で社会のフルメンバーとなって生きていくために必要な力を身に付ける場が学校です。社会は刻一刻と変化し先行きの不透明感は増すばかりです。社会から求められる力も多様となり、与えられる知識や技



能を受動的に吸収しているだけでは十分とは言えず、自ら柔軟にそして貪欲に学びながら成長していくことが求められています。力強く未来に向かって前進していくためにも、一人一人の子供がゴールイメージを描くことができる様々な希望を胸に秘めていることが大きな意味を持ちます。希望を持って前進する子供の舞台となる学校であるためには、教職員はもちろん本校にかかわる多くの大人が、まずは希望

を胸に毎日を過ごしていることが大切なのではないでしょうか。一人一人の子供から「あの人のような素敵で大人になりたい」と憧れを持たれるロールモデルとなることで、より素晴らしい学校となります。本校は昭和22年4月1日に創立・開校し、開校80年を迎える節目の年となりました。伝統と歴史を重んじた上で本校の強みを発揮し、さらなる発展を期してリスタートを切ります。本校にかかわる多くの皆様のお力添えをいただきながら、より良い学校づくりを進めることができると心から願っております。



前進するなら、歴史を繰り返すのではなく新しい歴史をつくろう (マハトマ・ガンジー)

	4月(16)	5月(19)	6月(21)	7月(13)	8月(1)	9月(19)	10月(21)	11月(19)	12月(18)	1月(15)	2月(18)	3月(19, 10)
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	水		金	月 体育祭振替休業日	水	土 授業参観 1・2年保護者会	土	日 彩夏祭 吹奏楽コンクール地区大会	火	1 木	日	1 月 2年生スキー林間 3年生三者面談
2	木		土	火 体育祭予備日	木	日 3年・特支保護者会・修学旅行説明会	日	日 彩夏祭	水	2 金	月 バレー・バスケ	火 2年生スキー林間 3年生三者面談 1年生職場体験学習
3	金		日	水 憲法記念日	金	月 内科検診(PM 3年)	月	月 学校閉庁日	木	3 土	火 文化の日 吹奏楽アンサンブルコンテスト(本校会場)	水 スキー林間振替休業日 3年生三者面談 1年生職場体験学習
4	土		月	木 みどりの日	土	土 体育祭予備日	火	火 学校閉庁日	金	4 日	水 朝霞市スピーチコンテスト	木 3年生三者面談 1年生職場体験学習
5	日		火	金 こどもの日	日	日 前期教育実習最終日 県通信陸上	水	水 学校閉庁日	土	5 月	木 専門委員会 サッカー・バスケ	金 県公立高校入学許可候補者発表
6	月		水	土 振替休日	土	月 一小、四小土曜参観日 県通信陸上	木	木 学校閉庁日	日	6 火	金 3年三者面談 バスケ	土 書きぞめ展
7	火		木	日 3年準備登校	日	火 期末テスト②	金	金 学校閉庁日 吹奏楽コンクール県大会	月	7 水	土 県駅伝 バスケ	日 書きぞめ展
8	水		金	月 始業式 入学式	月	水 代表者会議	土	火 吹奏楽コンクール県大会	火	8 木	日 サッカー・バスケ	月 始業式
9	木		土	土 教科書配布 全校集会(3h→体育館、4h→ZOOM) 小学校入学式(PM)	火	木 尿検査予備	日	日 テニス	水	9 金	月 テニス	火 卒業式予行
10	金		日	日 身体計測(前期)	水	金 専門委員会	月	月 学校閉庁日	木	10 土	火 3年三者面談 アンサンブルコンテスト地区大会	水 専門委員会(3年生最終)
11	土		月	木 県学力・学習状況調査(1年生)	木	土 耳鼻科検診	火	火 山の日	金	11 日	水 3年三者面談 テニス・サッカー アンサンブルコンテスト地区大会	木 成人の日
12	日		火	火 生徒朝会	金	日 生徒朝会	水	水 学校閉庁日	土	12 月	木 スポーツの日	土 給食開始 南部校長会テスト③ 専門委員会
13	月		水	土 給食開始 航空写真撮影(午前中2コマ) 避難訓練①	土	月 バド	日	日 学校閉庁日	日	13 火	金 脊柱側弯検診予備日 代表者会議	土 避難訓練③
14	火		木	日 航空写真撮影予備日(午前中2コマ) 生徒会オリエンテーション 仮入部開始(見学の日) 特支身体計測 内科検診(PM 1年・特支)	日	火 歯科健診	月	月 学校閉庁日	月	14 水	土 県駅伝	日 音楽鑑賞会 生徒朝会
15	水		金	月 中間テスト	月	水 給食終了 専門委員会 バド・野球	土	土 学校閉庁日	火	15 木	日 サッカー	月 県公立出願日
16	木		土	火 第1回学校運営協議会(PM) 仮時間割開始	火	木 生徒総会	日	日 学校閉庁日	水	16 金	月 3年三者面談	火 県公立出願日 3年生学年末テスト(6カット)
17	金		日	水 眼科検診(PM)	水	金 終業式 ふれあいデー	月	月 学校閉庁日	木	17 土	火 3年三者面談 八小研究開発発表	日 志願先変更期間
18	土		月	木 前期教育実習開始(国・社・音・体)	木	土 県学総陸上・ソフト・サッカー	火	火 学校閉庁日	水	18 日	日 ふれあいデー 後期教育実習終了 陸上	木 志願先変更期間
19	日		火	金 体育祭のための専門委員会	金	日 ふれあいデー	水	土 学校閉庁日	土	19 月	木 ふれあいデー	火 ふれあいデー テスト6日前
20	月		水	土 聴力検査(AM)	土	月 海の日	日	日 学校閉庁日	日	20 火	金 地区駅伝・テニス・野球・卓球	土 ふれあいデー 2年球技大会
21	火		木	日 全国学力・学習状況調査(英語・質問)PM ふれあいデー 心臓検診(PM)	日	火 ふれあいデー	金	月 敬老の日	月	21 水	土 ふれあいデー 専門委員会(後期最初) テニス	日 春分の日
22	水		金	月 専門委員会	月	水 バスケット・水泳・ソフト・バド・サッカー・ソフトテニス・剣道	土	火 国民の休日	火	22 木	日 南部校長会テスト② 野球・剣道・卓球	月 3年生テスト返却日
23	木		土	火 全国学力・学習状況調査(国・数) 本入部・部活開き本時間割開始	火	木 バスケット・水泳・バド・サッカー・ソフトテニス・バレー・卓球・剣道	日	水 秋分の日	水	23 金	月 生徒朝会 地区駅伝予備 剣道・卓球	火 天皇誕生日
24	金		日	水 生徒朝会 授業参観 保護者会(全学年)	水	金 バスケット・水泳・バド・サッカー・野球・バレー	月	木 脊柱側弯検診	木	24 土	火 ソフト	日 給食最終日
25	土		月	木 学総①	木	土 バスケット・野球	火	金 学校閉庁日	金	25 日	水 期末テスト②	月 市内小学校卒業式
26	日		火	金 学総②	日	火 バスケット・ソフトテニス	水	土 学校公開週間 後期授業開始 野球・ソフト・バレー・バド・ソフトテニス	土	26 月	日 学校公開週間 合唱コンクール前日準備 野球・ソフト・バレー・バド・ソフトテニス	火 修了式
27	月		水	土 尿検査	土	月 サッカー・ソフトテニス・卓球	日	日 学校公開週間 合唱コンクール前日準備 野球・ソフト・バレー・バド・ソフトテニス	日	27 火	水 学校公開週間 合唱コンクール 野球・バド	土 吹奏楽部定期演奏会
28	火		木	日 尿検査	日	火 バレー・卓球	金	月 南部校長会テスト①	月	28 水	土 学校公開週間 合唱コンクール 野球・バド	日
29	水		金	月 昭和の日	月	水 心臓検診(予備日)	土	火 学校公開週間 バド・ソフトテニス	火	29 木	日 学校閉庁日	月 3年生三者面談
30	木		土	火 部活動保護者会	火	土 体育祭(雨天時火1~6)	日	水 学校公開週間 ソフトテニス	水	30 金	月 学校閉庁日	火
31	日		月	日 部活動保護者会	日	月 彩夏祭 吹奏楽コンクール地区大会	土	土 始業式	土	31 土	日 学校閉庁日	水 2年生スキー林間